

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	タービン建屋2階の空調機室（管理区域）における中央制御室の空気流入量測定作業の準備中、空調ダクトの伸縮継手部に穴開き（2箇所）が認められたため、空調機を停止し、当該穴からの空気の吸込みがないことを確認した。 今後、原因を調査及び対応検討	GⅡ	6月11日公表済 (PDF157KB)

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水前置ろ過装置の空気1次減圧弁制御用電磁弁の点検時、排気口よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	GⅢ	
2	2号機	原子炉格納容器酸素濃度分析系圧力抑制室サンプリング元弁操作ハンドル の所在不明が認められたため、当該ハンドルを取付	GⅢ	
3	5号機	タービン建屋換気空調系主排風機（A・B・C）用フィルタに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	5号機	主復水器細管洗浄装置（C1）用ボール回収器入口弁に動作不良（全開不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
5	5号機	主発電機密封油装置の真空ポンプ（B）用ドレン受けに汚れ及びドレン排出配管に詰まりが認められたため、当該ドレン受け及び排出配管を点検・清掃	GⅢ	
6	6号機	循環水ポンプ（A・B・C）のグランドリーク水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	
7	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口電導度計の配管取付け部付近に水のにじみの形跡（約40ccの水溜り）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	6号機	循環水ポンプ出口弁設置ピット内ドレンサンプ用レベルスイッチの動作不良（ドリフト）による同ドレンサンプのレベル高を示す警報が発生したため、当該レベルスイッチを点検・調整	GⅢ	
9	集中環境施設	充填ドラム缶フードファンの振動診断において、駆動用電動機側軸受振動測定値（水平及び垂直方向）に管理基準値外れが認められたため、当該軸受部に潤滑油を補充	GⅢ	
10	集中環境施設	洗濯廃液系使用済樹脂ポンプ制御用シール水レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	GⅢ	
11	集中環境施設	換気空調系冷凍機（A）圧縮機（No. 1）の油冷却器用冷媒調節弁制御信号伝達用チューブの支持部品に破損が認められたため、当該部品を点検・修理	GⅢ	